

社会科学研究科規程第2号

社会科学研究科教職課程科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、社会科学研究科（以下「本研究科」という。）の教育職員免許状の取得に必要な授業科目の履修に関して必要な事項について定めるものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第2条 教育職員免許法による専修免許状を取得しようとする者は、大学院学則第26条に規定する要件のほか、基礎免許状取得のための所要条件を満たした上で、別表に定める授業科目のうち、同法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(取得できる免許状)

第3条 本研究科の専攻において取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

専攻	免許状の種類	免許の教科
会計専門職専攻	高等学校教諭専修免許状	商業科

(教科に関する科目の履修)

第4条 免許状の取得に係る授業科目等については、別表1のとおりとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

教科に関する科目

商業科 最低修得単位数 24 単位

免許法施行規則に定める 科 目 区 分	左記に対応する開設授業科目	
	授 業 科 目	単位数
商業の教科に関する科目	簿記 I	2
	財務会計	2
	原価計算 I	2
	管理会計 I	2
	監査概論	2
	企業法概論	2
	経営学概論	2
	簿記 II	2
	会計基準 I	2
	会計基準 II	2
	会計基準 III	2
	会計制度・ディスクロージャー	2
	国際会計	2
	原価計算 II	2
	管理会計 II	2
	経営分析	2
	戦略管理会計	2
	監査基準 I	2
	監査基準 II	2
	内部監査・内部統制	2
	会社法 I	2
	会社法 II	2
	ミクロ経済学	2
	統計学	2
	経営統計	2
	経営戦略	2
	経営組織	2
	マーケティング	2
	財務マネジメント	2
	財務会計ケーススタディ	2
管理会計ケーススタディ	2	
監査ケーススタディ	2	